

サリーレ通信

2022年6月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。



サリーレグループ

〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12

【サリーレ労務管理事務所】

TEL：027-253-7588（代）／FAX：027-253-7589

【サリーレ群馬税理士法人】

TEL：027-223-8160（代）／FAX：027-223-1910

■別途公開される公募要領等をご確認の上、よく理解し、交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が①、②、③、④のいずれかに該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。

	①先進設備・システム	②オーダーメイド型設備	③指定設備	④EMS機器
補助対象設備	①先進設備・システム SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	②オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、 <u>設計図書等の納品物があるもの</u>	③指定設備 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表したもの ユーティリティ設備 ①高効率空調 ⑥変圧器 ⑩工作機械 ②業務用給湯器 ⑦冷凍冷蔵設備 ⑪プラスチック加工機械 ③高性能ボイラ ⑧産業用モータ ⑫プレス機械 ④高効率クーレション ⑨調光制御設備 ⑬印刷機械 ⑤低炭素工業炉 ⑭ダイカストマシン ※産業ヒートポンプは申請先が異なるため、ご注意ください。	④EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム

手順2

④を除く、①、②、③の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	指定設備の省エネ効果
-----------------	------------------	------------

手順3

「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果が ①、②、③ のどの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択。

事業区分	①先進事業	②オーダーメイド型事業	③指定設備導入事業
事業要件	①先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	②オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業	③指定設備導入事業 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:700kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①、②、③)を組み合わせて申請する場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備へ更新すること
補助対象経費	設備費のみ ※設計費、工事費は対象外	設備費のみ ※設計費、工事費は対象外	設備費
補助率	中小企業者等 ^{※2} 10/10以内 大企業 ^{※3} 、その他 ^{※4} 3/4以内	10/10以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 3/4以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	設備種別・性能(能力毎)に設定する定額の補助
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】事業実施年数×100万円 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円	【上限額】15億円/年度 【下限額】事業実施年数×100万円 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、20億円(連携事業は30億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】20万円/事業全体 ※複数年度事業は認められない

※連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

①先進事業、②オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

※1 ①、②、③事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助事業に要する経費1千万円当たり1kI以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kI以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当するとされた事業者※

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和3年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和3年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

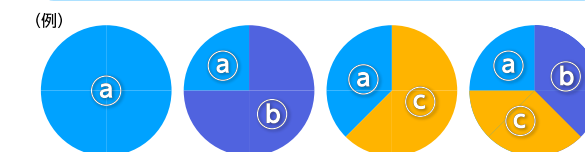
・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とはみなし大企業に該当する法人。会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人であり、かつ従業員が300人超えの法人。

～事業区分ごとの申請パターン～

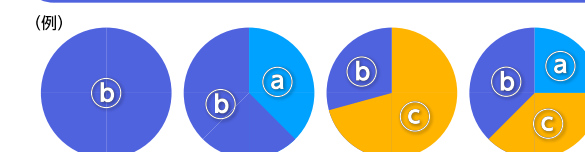
①事業区分 ①、②、③の対象設備は単独申請の他、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能である。

①先進事業となる申請



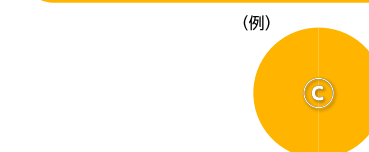
①先進事業は、①先進設備・システムを含んでいることが必須。そのうえで、②単独はもちろん、③や④の対象設備を含めて、事業全体で①先進事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、①以外の補助対象設備(②、③)は各事業区分(②、③)の補助率が適用される。

②オーダーメイド型事業となる申請



②オーダーメイド型事業は、②オーダーメイド型設備を含んでいることが必須。そのうえで、③単独はもちろん、④や⑤の対象設備を含めて、事業全体で②オーダーメイド型事業における省エネルギー効果の要件を満たす必要がある。なお、当該事業区分で申請する場合でも、②以外の補助対象設備③は(③の設備要件を満たす場合)②の補助率が適用され、補助対象設備④は事業区分④の補助率が適用される。

③指定設備導入事業となる申請



③指定設備のみを導入する場合、③指定設備導入事業として申請する。

② ①、②、③いずれかの事業区分に、④エネマネ事業を加えて申請することが可能である。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用される。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となる。



10月より新設される産後パパ育休

2022年4月に改正育児・介護休業法の施行（第一段階）として、有期雇用労働者の取得要件の緩和や、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が義務化されました。そして、2022年10月には、より影響が大きい第二段階の改正が施行されることになっています。ここでは改正点のうち、注目されている出生時育児休業（産後パパ育休）に関する概要を確認しておきます。

1. 新たに創設される産後パパ育休

現状の育児休業は、原則として1歳未満の子どもを養育する従業員が取得できるものとなっています（以下、「通常の育児休業」という）。これに加え、10月1日より産後パパ育休が新たに創設されます。通常の育児休業とは別に創設されるものであり、より取得しやすい制度とすることで、男性の育児休業の取得促進を目的として創設が決まったものです。主な特徴は、以下のとおりです。

①対象期間・取得可能日数

子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得できる。

②申出期限

原則として休業開始の2週間前までに申し出ることで取得できる。（雇用環境の整備などについて、法を上回る取組みを労使協定で定めた場合は、1ヶ月前までにすることができる。）

③取得回数

2回に分割して取得できる。ただし、分割し

て取得するときは、2回分まとめて申出する必要がある。

④休業中の就業

労使協定を締結し、事前に会社と従業員が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業できる日数・時間には上限あり）。

2. 廃止されるパパ休暇

現在でも配偶者の出産後8週間以内に取得できる育児休業として「パパ休暇」が設けられています。このパパ休暇とは、配偶者の出産後8週間以内に取得した育児休業は1回とカウントしないというものであり、原則1回となっている現在の通常の育児休業について、2回の取得も可能となる特例的な取扱いです。

10月以降、産後パパ育休が創設されることおよび通常の育児休業についても2回に分割して取得できるようになることに伴い、パパ休暇の制度は廃止されます。

2022年10月の改正点は、産後パパ育休のほかにも、育児休業の分割取得や、1歳以降の育児休業開始日の柔軟化などがあります。また、育児・介護休業法の改正にあわせて、社会保険や雇用保険の取扱いも改正されています。育児休業制度の複雑さが増し、また、就業規則（育児・介護休業規程等）の変更も必要になりますので、早めに改正点を押さえて対応していきましょう。

4月より変更となった キャリアアップ助成金

厚生労働省では、有期契約労働者を正社員に転換する際や有期契約労働者の処遇の見直しを行う際の支援として、「キャリアアップ助成金」を設けていますが、2022年4月より、対象者見直しなどの変更が行われました。以下では、同助成金の正社員化コースと短時間労働者労働時間延長コースの内容をとり上げます。

1. 正社員化コース

このコースは、有期契約労働者等を正社員に転換した場合等に、助成金が支給されるものです。支給額は以下のとおりです。

①有期契約労働者を正社員に転換した場合

1人当たり57万円[42万7,500円]

②無期契約労働者を正社員に転換した場合

1人当たり28万5,000円[21万3,750円]

①と②を合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数20人までです。

なお、派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合等には支給額の加算措置があります。

昨年度までは、有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成がありましたが、廃止されました。また、10月1日以降の正社員転換から、「正社員」と「非正規雇用労働者」の2つの定義が変わります。定義が変わることで、要件に該当しなくなる可能性があるため、事前に確認しましょう。

2. 短時間労働者 労働時間延長コース

このコースは、短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成金が支給されるものです。支給額は以下のとおりです。

①週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

1人当たり22万5,000円[16万9,000円]

②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに、基本給を昇給し、新たに社会保険に適用した場合

1時間以上2時間未満：

1人当たり5万5000円[4万1,000円]

2時間以上3時間未満：

1人当たり11万円[8万3,000円]

①と②を合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数45人までです。

社会保険の適用拡大を進めるために、①について昨年度までは週所定労働時間が5時間以上の延長を必要としていましたが、3時間以上に要件が緩和されました。また、②については、2024年9月30日までの暫定措置です。

キャリアアップ助成金の申請にあたっては、労働者の処遇改善が図られていない場合など、助成金の趣旨・目的に沿った取組みと判断されない場合には、不支給となります。また、この助成金にはさまざまな要件が設けられており、厚生労働省のサイトにQ&Aが掲載されています。活用を検討される場合は事前に確認しましょう。

※[]はいずれも中小企業以外の額です。 ※生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率

大企業は 50% (2010年4月から適用)

中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率

大企業、中小企業ともに50%

※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～6月17日(金)※

※申請期限を6月17日(金)まで延長しております。「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。また、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は6月14日(火)までとなります。

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 03-6834-7593

受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です！

2022年度税制改正で導入

簿外経費否認の大問題

2022年度税制改正では、帳簿につけられない支出、いわゆる「簿外経費」に関して以下のように規定されている。

「仮装・隠ぺい・無申告の納税者が主張する『簿外経費』については、その存在が帳簿書類等から明らかであるか、税務当局による反面調査によって確認できた場合を除いて、必要経費・損金の額に含めない」

この規定は所得税と法人税を対象とし、それぞれ所得税は23年分から、法人税は23年1月1日以降に開始する事業年度から適用をスタートする予定だ。

税制改正
大綱によれば、このよ

一筆重加とのダブル負担も？

うなルールが導入された背景には、「適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者について、真実の所得把握に係る税務当局の執行コストが多くなり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在する」、さらに「記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するような事例も生じている」ことがあるという。

実際、税制調査会の会合では、税務調査の途中で「計上漏れ経費がある」と言い出し、調査で指摘した申告漏れ額とはほぼ同額の1000枚超の領収書を提出してきたケースが報告された。この事例では領収書記載の外注先の大半が海外居住者で、国税当局が内容を精査するのに約1000

0人がかりで1ヵ月分の労力がかかったそうだ。

たとえ帳簿に載っていない簿外経費であっても、その存在がただちに認められないとあっては、あまりにも厳しい規定だ。そこで今回の新ルールでは、損金不算入とされるのは「仮装・隠ぺい・無申告」のケースに限られるとしていることが、ポイントとして挙げられる。つまり新ルールが適用されるのは、①仮装・隠ぺい・無申告があり、②その経費が帳簿に載っておらず、③その支出を書類などで証明できない——という3つの条件のすべてを満たしている場合に限定されている。このうち①の「仮装・隠ぺい」という

理士らのあいだで、見逃せないキーワードとして「質問応答記録書」と「一筆重加」なるものが注目されていることを知れば、話は変わってくる。「質問応答記録書」とは、税務調査の際に、納税者から聞き取った内容を文書にし、そこへ納税者にサインをしてもらうことで真正性を担保するものだ。税務調査で質問応答記録書を作成するのは、訴訟などになった場合の証拠として残しておくためだ。性質としては、警察の取り調べにおける「供述調書」と似ている。サインはあくまで任意だが、調査官の要求を前に毅然と断れる納税者は多くない。

問題は、近年の国税当局は理士らのあいだで、見逃せないキーワードとして「質問応答記録書」と「一筆重加」なるものが起る可能性はゼロではない。そして質問応答記録書を使って、納税者に「この内容に間違いありません」と一筆書かせることで、重加算税を既成事実化してしまう手法が「一筆重加」と呼ばれるものだ。聞き取り調査のなかで、重加算税認定につながるような「改ざん、偽造、除外、隠匿、虚偽」といった単語をうまく入れ、それに本人が署名したのでから、重加算税の要件を満たしているという主張の根拠となってしまう。本人に必ずしも悪質な仮装・隠ぺいの思惑がなくても、そうした内容の調書にうっかりサインをしてしまつと、重加算税認定されるリスクが高くなるだろう。

？

これらの「質問応答記録書」や「一筆重加」に、今回の税制改正で盛り込まれた簿外経費の否認規定が組み合わさつてしまつとどうなるか。重加算税という最高税率40%の重いペナルティが課されたうえで、さらに経費の存在を否認され、課税所得が大幅に増すことも考えられる。これはすべての経営者にとって決して無縁ではない話だ。

税務調査に入られ、質問応答記録書に一筆書くように求められても、その内容が納得のいかないものであれば「法的根拠がない」としてきつぱり拒否できることを必ず覚えておきたい。

し近年、税務調査対策に詳しい税

重加・無申告限定というが...

重加・無申告限定というが...

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国の経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

制度のポイント

1 jGrants(補助金の電子申請システム)を利用した電子申請が必要となります

本補助金の交付申請を行うにあたっては、経済産業省が運営する補助金の電子申請システム「jGrants(Jグランツ)」を利用します。また、jGrantsの利用にあたっては、「gBizIDプライム」アカウントが必要となります。

2 申請期間を4期間設定しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、各事業とも申請期間を4期間設定しており、タイミングに応じた申請が可能です。各申請期間については公募要領やWebサイトなどで、申請期間をご確認ください。

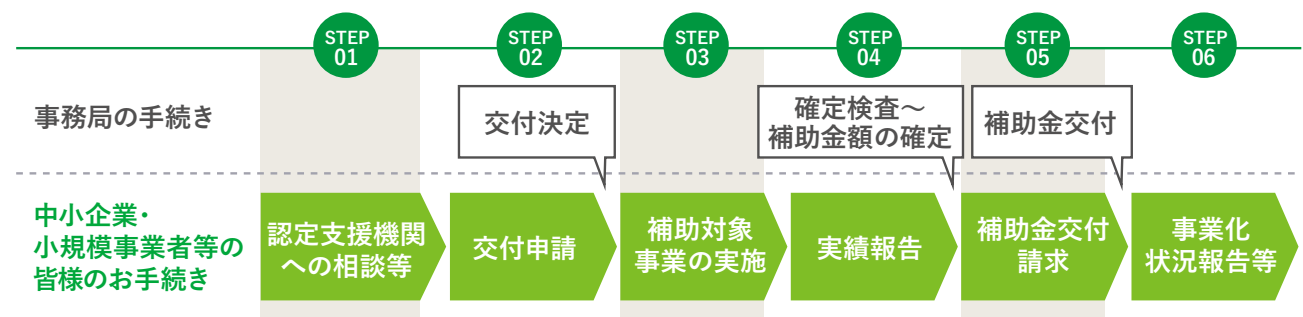
3 「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象となります

専門家活用において委託費のうち、FA業務又は仲介業務に係る相談料、着手金、成功報酬等の中小M&Aの手続進行に関する総合的な支援に関する手数料に関しては、「M&A支援機関登録制度」に登録された登録FA・仲介業者が支援したものに限り補助対象経費となります。なお、FA・M&A仲介費用以外の経費については、「M&A支援機関登録制度」に関係なく、事務局が認めたものが補助対象となります。

4 廃業・再チャレンジ事業を新設しています

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金では、再チャレンジに取り組むための廃業に係る経費の一部を補助する事業として、廃業再チャレンジ事業を新設しています。本事業は、経営革新事業・専門家活用事業との併用申請が可能であるほか、M&Aへの取り組み後に廃業した際には廃業・再チャレンジ事業単独での申請が可能です。詳細は公募要領をご確認ください。

補助金交付までの流れ(経営革新)



申請スケジュール(経営革新)



※第1回公募に限り、申請時点で補助対象経費に係る契約・発注を行っている場合、もしくは申請後交付決定前に補助対象経費に係る契約・発注を行う予定がある場合は申請時に事前着手の届出を申請し、事務局の承認を受けることで、事務局が認めた日を補助事業対象事業の事業開始日とすることができます。なお、事前着手の届出において申請することのできる補助対象事業の着手日または着手予定日は、2022年4月28日に以後に限られます。詳細は公募要領をご確認ください。

＜経営革新＞

経営革新等に取り組む中小企業・小規模事業者等を類型に応じて支援

創業支援型

- 条件01 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。

経営者交代型

- 条件01 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。

M&A型

- 条件01 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
- 条件02 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
- 条件03 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。

類型	対象となる経費	補助率	補助上限
創業支援型	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、廃業費(廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用)等	補助対象経費の2/3以内 ※補助額の内400万円超～600万円の部分の補助率は1/2	600万円以内 ※生産性向上要件を満たさない場合は400万円以内 ※廃業費用に関連する上乗せ額は150万円以内
経営者交代型			
M&A型			

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請受付期間 2022年5月31日(火)～2022年6月20日(月)17:00

M & A 譲 渡 し 情 報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 美容関係誌の出版	東京	3億円～5億円	応相談
NEW 水道工事業（管工事）	北関東	1億円～2億円	応相談
NEW 訪問リハビリマッサージ	南関東	5,000万円～1億円	応相談
NEW 建設業	北関東	2億円～3億円	応相談
フリーペーパー事業 プロモーション事業	北関東	2億円～3億円	応相談
病院・クリニック	群馬	5,000万円	応相談
老舗産業器具の運搬 及び設置企業	北関東	1億円～2億円	応相談
プリント基板製造関連事業	関東地方	1,000万円～3,000万円	応相談
自動車整備・板金業	北関東	5,000万円～1億円	応相談
精密板金加工	関東地方	3億円～5億円	応相談
金属加工企業	関東地方	2億円～3億円	応相談

お問い合わせ先 北関東M&Aサポート ☎ 027-260-8630

M & A 譲 渡 し 情 報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
警備業	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
機械工具販売卸売	関東地方	3億円～5億円	応相談
食品加工機械の 企画・設計・販売	関東地方	2億円～3億円	応相談
ワイヤーハーネス加工業	関東地方	2億円～3億円	応相談